

報道機関 各位

情報提供日	2021年(令和3年)5月28日
問い合わせ先	文化・スポーツ室 918-5629
	都市整備室道路整備課 918-5034

## 明石市道路元標<sup>げんびょう</sup>を移設

このたび、国道2号明石駅前交差点改良工事に伴い、取り外していた道路元標を、1920年(大正9年)に施行された「道路法施行令」により設置された当初の場所近くに移設することとなりました。

道路元標は、道路の起点・終点や経過地点を示していた標石で、東京市をはじめ、各市町村に1個、その府県の知事の指定するところに設置されたもので、主に役場前や主要道路の交差点に設置されました。

1919年(大正8)11月に誕生した明石市には、江戸時代初めの城下町建設時から町の主要道であった「旧西国街道」と、1888年(明治21)に開通した山陽鉄道の明石駅から南に延びる「駅前通り」との交差点西側(鍛冶屋町13番地)(別図①)にこの道路元標が設置されました。御影石の円形頭で、幅25cmで、高さ60cmの角柱形をし、片面に「明石市道路元標」と彫られています。

その後、1933年(昭和8)に現在国道2号となっている「神明国道」が開通したことにより、道路元標も神明国道と駅前通りの交差点西側(別図②)に移設されました。さらに、戦後の市街地整備に伴う駅前通りの拡幅工事により、1949年(昭和24)に交差点北東(東仲ノ町11番)(別図③)に移されていました。

1952年(昭和27)に新たな道路法が制定され、設置規定のない附属物となりましたが、近代交通の道路整備の歩みと町の発展を伝える貴重な歴史・文化遺産として、このたび、解説看板を付して、設置当初の場所近く(本町1丁目7番)に移設しました。

なお、市内にはかつて、この道路元標が明石市以外、林崎村、大久保村、魚住村、二見村の4カ所に設置されていましたが、現存しているのは大久保村と魚住村の2カ所となっています。